

各務原市
多文化共生推進プラン
(素案)

令和4年11月

各務原市

目次

第1章 プラン策定の背景	1
1. プラン策定の趣旨と背景.....	1
2. プランの位置づけ.....	1
3. プランの対象者.....	2
4. プランの期間.....	2
第2章 各務原市の多文化共生の現状と課題	3
1. 統計データに基づく各務原市の状況.....	3
2. アンケートからみる現状.....	8
3. ヒアリング・ワークショップからみる現状.....	16
4. 課題の総括.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念.....	25
2. 基本目標.....	26
3. 成果指標.....	28
4. 施策の体系.....	29
第4章 計画の内容	30
1. 施策・事業の内容.....	30
基本目標1 言葉や文化をつなぎ、心のつながりをつくる.....	30
基本目標2 誰もが安全に安心して暮らすことができる.....	34
基本目標3 子どもの学び・育ちを支え、未来へつなげる.....	37
基本目標4 多様性を活力に、共にまちをつくる.....	40
第5章 計画の推進	42
1. 推進体制と各主体の役割.....	42
2. 評価体制.....	44
資料編	45
1. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 設置要綱.....	45
2. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿.....	47
3. 各務原市多文化共生推進プラン策定委員会 策定等経過.....	48

第1章 プラン策定の背景

1 プラン策定の趣旨と背景

近年、日本においては少子高齢化が進み、グローバル化により在留外国人数は増加・多国籍化の傾向がみられ、定住化も進んでいます。

各務原市も同様に総人口が減少傾向の中、外国人市民数は年々増加しており、総人口の2.3%を占めています。また、在留資格別でみると身分系のビザの保有割合が61.4%を占め、長期滞在をする外国人市民数が非常に多くなっています。

このような状況の中、各務原市が将来にわたり活気のある社会を維持していくためには、日本人市民と外国人市民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景等の立場を理解し、共存共栄を図っていく「多文化共生※」の考え方が重要になってきます。

なかでも、外国人市民に関しては日本人市民と共に社会を担っていく存在と捉え、お互いの能力と個性を十分に生かすことができる環境づくりが必要です。

各務原市では、こうした考えに基づき市の様々な多文化共生施策を体系的、計画的に進めるため「各務原市多文化共生推進プラン」を策定します。

※多文化共生：「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」
— 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006年3月）より —

2 プランの位置づけ

本プランは、各務原市の上位計画である各務原市総合計画における多文化共生の方向性に沿った内容となっており、他の関連計画との整合も図っていきます。さらに、国の「地域における多文化共生推進プラン」、県の「岐阜県多文化共生推進基本方針」等を参考にするとともに、多文化共生に係る各務原市の実情等も踏まえながら策定しています。

また、本プランは2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、17のゴールと169のターゲットが設定された「持続可能な開発目標（SDGs）」とも関連づけながら推進を図ります。



3 プランの対象者

本プランの対象者は、日本人市民と外国人市民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景等の立場を理解し、共存共栄を図っていくという「多文化共生」の考え方にに基づき、外国人市民だけでなく日本人市民を含めた、各務原市民全体を対象者として策定しています。

本プランで示す「外国人市民」は、本市に在住する外国籍の人に加え、外国出身で日本国籍を取得した人や外国籍の親を持つ子ども等、外国の文化を背景にもつような外国にルーツをもつ人も含めています。

なお、各務原市内に住所を有する外国籍の人のみを指す場合、あるいは統計上表す場合は「外国人住民」と表記しています。

※ただし、すでに実施されている統計等については表記の変更はいたしません。

例) 外国人市民アンケート等

また、「外国人市民」以外の市民を「外国人市民」に対応する表現として「日本人市民」としています。

4 プランの期間

本プランの期間は令和5年度から令和11年度までの7年間（2期以降は5年間）とします。なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
上位計画	各務原市総合計画		次期各務原市総合計画 (前期基本計画)					次期各務原市総合計画 (後期基本計画)						
本プラン	策定	各務原市多文化共生推進プラン (本プラン)							次期プラン					